

# 鯖江市生産性向上設備等導入支援補助金

市内中小企業の労働生産性向上と賃金引上げにつながる環境づくりを目的に、省力化・合理化を図る先端設備等の導入に係る経費を補助します。

## 概要

補助率・上限額	補助率：補助対象経費の2／3以内 上限額：100万円／期間中1回限り																			
補助対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①鯖江市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者。</li><li>②<b>令和8年2月2日以降、新たに中小企業等経営強化法に定める先端設備等導入計画の認定を受けていること。</b></li><li>③先端設備等導入計画において、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針を従業員に対して表明していること。</li><li>④市税を滞納していないこと。</li><li>⑤みなしだ企業でないこと。</li><li>⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。</li></ul>																			
補助対象経費	鯖江市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載され、かつ補助金の交付決定日以降に着手する先端設備等の導入に要する経費（消費税額、地方消費税額及び振込手数料を除く）。ただし、国や県など他の機関が実施する補助金等の交付がないものに限る。																			
対象設備	鯖江市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等																			
	<table border="1"><thead><tr><th>設備の種類</th><th>最低価額 (1台あたりの取得価額)</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械装置</td><td>160万円以上</td><td></td></tr><tr><td>工具</td><td>30万円以上</td><td></td></tr><tr><td>器具備品</td><td>30万円以上</td><td></td></tr><tr><td>建物付属設備</td><td>60万円以上</td><td>家屋と一体で課税するものは対象外</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>70万円以上</td><td></td></tr></tbody></table>		設備の種類	最低価額 (1台あたりの取得価額)	その他	機械装置	160万円以上		工具	30万円以上		器具備品	30万円以上		建物付属設備	60万円以上	家屋と一体で課税するものは対象外	ソフトウェア	70万円以上	
設備の種類	最低価額 (1台あたりの取得価額)	その他																		
機械装置	160万円以上																			
工具	30万円以上																			
器具備品	30万円以上																			
建物付属設備	60万円以上	家屋と一体で課税するものは対象外																		
ソフトウェア	70万円以上																			
募集期間	令和8年2月2日（月）～ ※予算額に達し次第、募集を終了します。																			
主な設備導入例	レーザー加工機、マニシングセンタ、三次元測定機、産業用ロボドリル、POSレジ、自動食洗器・調理器、顧客管理システムなど																			

## 補助金の流れ



「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」活用事業

鯖江市産業交流部産業振興課  
☎0778-53-2231